

貸切バス初任運転者に対する安全運転の指導内容の公表

弊社では「旅客自動車運送事業運輸規則第47条の7第1項の規定に基づき旅客自動車運送事業者が公表すべき輸送の安全にかかわる事項等」により、貸切バス運転者への初任教育を次のとおり実施しております。

<実施期間>

入社後、乗務を開始するまでの一定期間実施

<座学指導担当者>

統括運行管理者もしくは指導経験のある実務5年以上の運行管理者

<実技指導担当者>

入社後2年以上乗務経験のある者かつ会社が指導適性を認めた者

<仕様車種>

小型バス(マイクロバス・ハイエースコミュニーター)

<実施ルート>

空港、市街地、山間部、高速道路、踏切および駅ロータリー、多重道路および狭路

<座学指導> ※座学10時間以上

1. 事業用自動車の安全な運転に関する基本的事項
2. 事業用自動車の構造上の特性と日常点検の方法
3. 運行の安全及び旅客の安全を確保するために留意すべき事項
4. 危険の予測及び回避並びに緊急時における対応方法
5. 安全性の向上を図るための装置を備える貸切バスの適切な運転方法
6. ドライブレコーダー等を利用した映像教育
5. ドライブレコーダーの記録を利用した運転特性の把握と是正

<実技指導> ※運転20時間以上

- A. 「事業用自動車の安全な運転に関する基本的事項」に関連する実車訓練
- B. 「事業用自動車の構造上の特性と日常点検の方法」に関連する実車訓練
- C. 「運行の安全及び旅客の安全を確保するために留意すべき事項」に関連する実車訓練
- D. 「危険の予測及び回避並びに緊急時における対応方法」に関連する実車訓練
- E. 「適性診断の結果」を利用した実車訓練